

(参考) 公募型プロポーザル提案評価基準

提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用します。

(2) 評価方法

選考委員は、別記1及び別記2「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価します。評価の段階の基準は次のとおりです。

段階	評価の段階の基準	評価点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	配点×1.0
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	配点×0.8
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	配点×0.6
D	「評価の視点」の内容等に関して、やや不十分である。	配点×0.4
E	「評価の視点」の内容等に関して、不十分である。	0点

※一次審査・・・別記1に基づき評価 【90点満点】

二次審査・・・別記1及び別記2に基づき評価【90点+10点=100点満点】

(3) 順位について

- ① 選考委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。ただし、評価中に「E」がある場合は、当該提案者については、失格として取り扱い、次の②から除外します。
- ② 順位点は次のとおりです。

一次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点
二次審査	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点

- ③ 選考委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定する。

(4) 順位点と同じであった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）次のとおり上位者を決定する。

- ① 評価基準表中の「企画提案」の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「提案者の適格性」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

【別記1】評価基準表（一次審査・二次審査共通 90点満点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	業務実績	<u>類似事業の実績は十分か</u> ・同等規模の建設実績が豊富か	10
	技術者実績	<u>類似事業の実績は十分か</u> ・同等規模の事業実績の経験が豊富な人材が配置されているか	
企画提案	テーマ1	<u>新たな働き方に対応した執務スペースの確保及び窓口来庁者の利便性の向上について</u> ・効率的、効果的な執務スペースが提案されているか ・来庁者の利便性を考慮した窓口が提案されているか ・マルチスペース等の執務室以外の諸室について魅力的な提案がされているか ・来庁者及び職員において機能的な動線計画が提案されているか	40
	テーマ2	<u>防災拠点としての機能確保について</u> ・執務室に対して具体的な防災対策が提案されているか ・設備機器等に対して具体的な防災対策が提案されているか	20
	テーマ3	<u>本事業における施工中の安全確保と配慮について</u> ・来庁者及び職員、庁舎関係車両の動線において安全性が確保されているか ・本庁舎及び付属棟（西棟）の運営に支障ない計画となっているか	10
見積書	見積金額		10
合計			90

【別記2】評価基準表（二次審査追加分 10点満点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	プレゼンテーション	説明が明快で、業務への取り組み姿勢が強く感じられるか テーマに対して的確な説明と理解力が感じられるか	5
	ヒアリング	質問に対する回答が明快で、当事業に対する理解が確かなものか	5
合計			10